

訪日外国人客消費環境整備・利用促進事業業務委託
発注仕様書

内 容

1. 委託名
2. 事業の目的と概要
3. 仕様
4. 納品、納期、検査等
- 5 発注方法
- 6 特記事項
- 7 補足資料

1.委託名

訪日外国人客消費環境整備・利用促進事業業務委託

2.事業の目的と概要

本市への訪日外国人客の誘致と市内での消費喚起を目的とし、その環境整備のため以下を実施する。

(1)インバウンド観光資源の拡充

飲食、物販、宿泊、アクティビティ等の観光資源のインバウンド対応促進

(2)観光資源情報の集約と活用

情報を収容するデータベースの構築と、印刷物、Web 等によるデータベースの活用

なお、本業務委託においては(1) (2)を同一の事業者に一括で委託するものとする。

3.仕様

本事業を委託するにあたっての仕様を以下に記す。ただし、実際に委託する内容については、受託者の提案を元に、市と受託者が協議のうえ決定するものとする。

※なお、提案書および見積もり等の添付文書の作成にあつては別紙「訪日外国人客消費環境整備・利用促進事業業務委託プロポーザル募集 提案書作成の手引」を併せて参照してください。

(1)インバウンド観光資源の拡充

受託者は、インバウンドに対応した飲食、物販、宿泊、アクティビティ等を提供する事業者を市内に増やすことにより、インバウンド観光資源の充実を図る。また、既に対応している事業者の情報も併せて収集する。

受託者は、上記事業者に対して後述するデータベースへの登録を促す。年度内に200件の登録を獲得することを目標とする。

上記目標を達成する手段に関しては、事業者への訪問等の直接的接触、セミナーの開催、インバウンド対応支援等が考えられるが、実施する手段については、受託者の提案をベースにし市と協議のうえ手段を決定し、実施することとする。

(2)観光資源の集約と活用

データベースを構築し、(1)の活動により得られたインバウンド観光資源の情報は収容・集約する。集約した観光資源情報は、宿泊業、旅行業、メディア等の観光関連事業者や、訪日外国人客に提供するものとする。

上記にあたり、市は受託者に以下①～③を委託する。

① データベースの構築

(1)の活動により得られたインバウンド観光資源について、効率的に情報を集約し、観光関連事業者や訪日外国人客に提供することを目的とし、以下の要件を満たすデータベースを構築し、運用する。

【要件】

- ・インターネットを介して、事業者が自ら情報を登録・変更・削除を行えること。また、これらを容易に行えるインターフェースを備えていること。
- ・上記の権限を個々の事業者に付与できること。また権限の設定や管理を、市が容易に行えるインターフェースを備えていること。
- ・リレーショナルデータベースであること。
- ・飲食店用、物販店用等の業種にあわせた入力項目を備えた数業種分の入力テンプレートを用意できること。また、異なるテンプレートによる入力情報であっても、同一のテーブルに收容すること。但し正規化を目的とする場合など、テーブルを分ける合理的な理由がある場合などはこの限りではない。
- ・データベースは必要に応じた数と種類のフィールドを設定できること。なお、設定するフィールドは受託者による提案をベースに市と受託者が協議して決定するものとする。
- ・データベースへの入力、あらゆる言語で行えるものとする。
- ・一つの事業者が異なる複数の外国言語により情報を入力することが出来ることを想定しており、このことが可能であること。
- ・データベースには複数の写真を登録できること。なお、写真のリサイズ機能があればなおよい。
- ・登録情報の住所から世界測地系による座標データを取得し、各レコードの該当フィールドに自動で登録される仕組みがあることが望ましい。また、手動により座標の微調整ができる機能があるとなおよい。
- ・事業者によりデータベースに登録した情報の公開・非公開を設定(レコード単位でも可)できること。また、公開開始日、公開終了日等の設定が出来ることが望ましい。
- ・データベースに收容した情報は、データ構造と内容を損なうことなく、一括で出力できること。また、CSV 等により複数の情報を一括でデータベースに登録できる機能があるとなおよい。
- ・データベースをWeb 上で公開する際に、様々な条件検索が可能となるよう、必要なクエリ機能を有すること。
- ・登録された情報はオープンソースとし、原則として第三者により自由に利用できるものとする。
- ・データベースを運用するサーバや回線等の設備は受託者が手配・管理するものとする。
- ・データベースを公開するドメインは、独自ドメインであることが望ましい。ドメイン名は市と受託者が協議して決定するものとする。また、独自ドメインを利用する場合には、市と受託者の契約が完了した後は、原則として該当ドメインを市へ権限移譲することを了解するものとする。
- ・将来的には他のサイトへデータを提供し連携する API の機能を付加することを検討している。API の開発は今回の委託範囲に含まれないが、将来的に機能を付加することを想定した設計であることが望ましい。
- ・上記各要件について、満たさない項目がある場合でも、別の手段をとることで目的を同様に達成できるものであれば可とする。なお、この場合にはこのことを提案書上に明記する必要がある。

② Web サイトの構築・公開

データベースに集約した情報を公開し、効率的に利用されることを目的とし、以下の要件を満

たす Web サイトを構築し運用する。

【要件】

- ・インターネットを介して、登録されたインバウンド観光資源情報を検索し閲覧できる Web サイトであること。
- ・条件検索機能を前面に出したトップページとする。
- ・直観的に理解できるインターフェースを有し、容易に操作できること。
- ・利用者の言語にあわせて表示言語を切り替えるなど、多くの国の人が操作できるサイトであること。
- ・対応言語、ジャンル、所在地など、検索の条件が豊富であり、自由度の高い検索が可能であること。
- ・データベースに収容した位置情報を活用して、利用者による目的地への到達を容易にする機能を有すること。
- ・訪日外国人客による閲覧の多くはスマートフォンからであることを想定しているが、宿泊施設等の旅行関連事業者は PC で閲覧することを想定している。よって、スマートフォン、PC 共に快適に閲覧できるものであること。
- ・旅行関連事業者が、周辺情報のマップ等を作成することを想定し、条件検索で得られた結果を Excel や CSV 等の形式により一括でダウンロードできる仕組みを要すること。
- ・宿泊施設等の旅行関連事業者が、顧客に個別の店舗等の情報を提供することを想定し、プリンターによる印刷において個別の店舗情報が A4 でうまく印刷できる工夫を有することが望ましい。
- ・検索エンジンにインデックスされやすいよう、個別店舗等情報について、静的なページを有することが望ましい。
- ・個別店舗情報等を、訪日外国人客により SNS 等で共有してもらいやすい仕組みを有することが望ましい。
- ・検索機能は外部サイトでも手軽に活用できるよう iframe 用のページを有することが望ましい。
- ・アクセシビリティに配慮した Web サイトであること。
- ・Web サイトを公開するドメインは、独自ドメインであることが望ましい。ドメイン名は市と受託者が協議して決定するものとする。また、独自ドメインを利用する場合には、市と受託者の契約が完了した後は、原則として該当ドメインを市へ権限移譲することを了解するものとする。
- ・上記各要件について、満たさない項目がある場合でも、別の手段をとることで目的を同様に達成できるものであれば可とする。なお、この場合にはこのことを提案書上に明記する必要がある。

③ 収集した情報の活用(印刷物の制作等)

収集した情報を、効率的かつ効果的に見込み顧客に到達させることを目的とし、プッシュ型ツールとして、収集した情報を活用し、以下の要件を満たす印刷物を制作する。印刷物については、受託者の提案をベースにし市と協議のうえ内容を決定し、実施することとする。

想定する利用シーンは、宿泊施設で訪日外国人客に手渡すほか、市内宿泊施設への誘客活動において旅行会社等との商談を行う際の利用も想定している。

【要件】

- ・データベースに登録された観光資源情報を活用した、訪日外国人による消費喚起を目的として印刷物であること。クーポン情報など、消費喚起につながる工夫があることが望ましい。
- ・英語版・中国語(簡体)版の2種類を作成する。
- ・宿泊施設等での配布に相応しいデザインと内容であること。
- ・必ずしもデータベースに登録されている全情報を網羅している必要はない。情報の不足はWebへの誘導でカバーすることも可。
- ・店舗等情報のほか、周辺地図、キャッシュディスプレイ、両替所等の訪日外国人にとって便利な情報も掲載されていることが望ましい。

4.納品、納期、検査等

(ア)納品物

本委託における各項目についての納品物は以下のとおりとする。

(1)インバウンド観光資源の拡充

市と協議のうえ実施することとなった活動についての報告書

(2)観光資源の集約と活用

① データベースの構築

仕様書及びマニュアル

② Webサイトの構築・公開

仕様書及びマニュアル

③ 収集した情報の活用(印刷物の制作等)

印刷物

※収集した情報の活用について、印刷物以外の成果物があった場合には、納品物については別途協議するものとする。

(イ)納期

平成28年3月31日

(ウ)検査等

業務の遂行にあたっては、適宜市に進捗状況を報告し、レビューを受ける。最終的な納品物を市は検査し、その結果納品物が発注時の仕様に合致していた場合に業務が完了したものとす。

5 発注方法

(1)発注形態

上記業務範囲について一括委託で別途契約のうえ発注する。

(2)委託者選定

訪日外国人客消費環境整備・利用促進事業業務委託プロポーザル募集により選定された

者を事業の委託契約予定者とする。

(3) 委託金額

訪日外国人客消費環境整備・利用促進事業業務委託プロポーザル募集要項に記載された金額を上限とする。

(4) 契約保証金

契約者が千葉市契約規則第 29 条に該当しない場合は、同 28 条に定める契約金額の 100 分 10 以上の金額または同 28 条の 2 に定める契約保証金に代わる担保を納めること。なお、契約保証金は同 29 条の 2 により、契約を履行し、かつ、検査が終了した後に還付する。

6 特記事項

(1) 著作権の取り扱いについて

業務委託に基づき作成される成果物等の著作権に関する取り扱いについては、以下に定めるとおりとする。

①受託者は、著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 21 条から第 28 条までに規定する権利(著作権)を、市に無償で譲渡するものとする。

ただし、市に著作権を譲渡できないもの(オープンソースによるプログラムや写真などレンタル素材等)を成果物の一部とすることは、利用条件等を市に説明し、同意を得た場合のみ可能とする。

②受託者は、市の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第 18 条から第 20 条に規定する権利(著作人格権)を行使することができない。

(2) 業務の再委託について

①受託者は、全ての業務を他の事業者にも再委託しないこと。業務の一部を第三者に再委託しようとするときは、事前に市の承認を得なければならない。

②受託者は、業務の一部を第三者に再委託した場合、再委託先に対し、本仕様書に定める受託者の義務と同様の義務を負わせるとともに、市に対して、再委託先の全ての行為及びその結果に対して責任を負うものとする。

(3) 守秘義務

受託者は、業務上知り得た市固有の機密を、業務委託期間中はもとより、業務が完了した後においても、第三者に漏えいしてはならないものとする。

(4) その他留意事項

①業務遂行にあたっては、受託者は適宜市と協議に応じ、市の指示に従うこと。

②業務遂行にあたり必要となる資料については、市が妥当と判断する場合のみ受託者に提供する。なお、提供を受けた資料は、複製・複写を禁ずるとともに、本業務委託終了後に返却するなど、取り扱いに十分注意すること。

③業務の進捗状況について、市に適宜報告を行うこと。

④受注者は、納品・検収終了後から6ヶ月までの間、本契約の範囲内における本市の問い合わせ等に対応することとし、プログラム等に不具合が生じた際には受注者の責任の下、改修作業等を行い対処する。